

置き配便運送約款

関白貨第一四七〇号 認可年月日 令和四年一月二十六日

目次

- 第一章 総則（第一条）
第二章 運送の引受け（第一条～第九条）
第三章 荷物の引渡し（第十一条～第十二条）
第四章 指図（第十三条・第十四条）
第五章 事故（第十五条～第十七条）
第六章 責任（第十八条～第二十七条）

第一章 総則

総則

（適用範囲）

第一条 この運送約款は、宅配便などの個別運賃が適用される荷物の運送に適用されます。

2 当店は、前項の規定にかかるわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることができます。

第二章 運送の引受け

（受付時間）

第三条 当店は、受付日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

（送り状）

第三条 当店は、荷物の運送を引き受ける時に、次の事項を記載した送り状を荷物一個ごとに発行します。この場合において、第一号から第四号までは荷送人が記載し、第五号から第十三号までは当店が記載するものとします。

1 荷送人の氏名又は名称、住所及び電話番号

2 荷受人の氏名又は名称並びに配達先、その電話番号及び電子メールアドレス

3 荷物の品名

4 運送上の手段の注意事項（壊れやすいもの、変質または腐敗しやすいもの等、荷物の性質の区分その他必要な事項を記載するものとします）

5 第十条各号に定める方法による配達の名称（以下「置き配」という）

6 当店の名称、住所及び電話番号

7 荷物の重量及び容積の区分

8 荷物受取日

9 荷物の運送を引き受けた営業所その他の事業所の名称

10 貨物の品名

11 貨物の品名

12 貨物の品名

13 その他の荷物の運送に関する費用の額

14 前項の送り状の発行は、電磁的方法により行うことがあります。

（荷物の内容の確認）

第四条 当店は、送り状に記載された荷物の品名又は運送上の手段の注意事項に疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立合いで、これを点検することができます。

2 当店は、前項の規定により点検した場合において、荷物の品名又は運送上の手段の注意事項が荷送人の記載したところと異なるときは、点検に要した費用は荷送人の負担とします。

（荷造り）

第五条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶する

1 荷造りをしなければなりません。

2 当店は、荷物の荷造りが運送に適さないときは荷送人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担により当店が必要な荷造りを行います。

（引受け拒絶）

第六条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送に適するよう荷造りをしなければなりません。

1 荷造りの申込みがこの運送約款によらないものであるとき。

2 荷送人が荷造り状に必要な事項を記載せず、又は第四条第一項の規定による点検の同意を与えないとき。

3 荷造りが運送に適さないとき。

4 運送に関し荷送人から特別の負担を求められたとき。

5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律平成3年法律第7号（以下「暴力団員」という）の活動を助長し、同関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき。

6 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があると認められるとき。

7 荷物が次に掲げるもののどちらかであるとき。

8 天災その他が引受けが不適切と判断するもの

（外装表示）

第七条 当店は、荷物を受け取る時に、第三条第一項第一号から第六号まで、載した書面を荷物の外装に張り付けます。

（危険品についての特別）

第七条の二 荷送人は、爆発、発火その他の運送状の危険を生ずるおそれのある荷物については、その旨を当該荷物の外部の見やすい箇所に明記するとともに、あらかじめ、その旨及び当該荷物の品名、性質その他の当該荷物の安全な運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

2 当店は、前項の規定にかかるわらず、荷物を引き渡す時に運賃等を荷受人から收取することを認めることがあります。

3 当店は、前二項の規定にかかるわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることができます。

（運賃等の収受）

第四条 当店は、荷物を受け取る時に、運賃及び料金その他の運送に関する費用を收取します。

2 当店は、前項の規定にかかるわらず、荷物を引き渡す時に運賃等を荷受人から收取して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することができます。

3 運賃等及びその適用方法については、当店が別に定める運賃料金表によります。

4 運賃等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

（以下「運賃等」という。）を收取します。

2 当店は、前項の規定にかかるわらず、荷物を引き渡す時に運賃等を荷受人から收取することを認めることがあります。

3 当店は、前二項の規定にかかるわらず、法令又は一般の慣習によります。

（運賃等の収受）

第五条 当店は、荷物を受け取る時に、運賃及び料金その他の運送に関する費用を收取します。

2 当店は、前項の規定にかかるわらず、荷物を引き渡す時に運賃等を荷受人から收取して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することができます。

3 運賃等及びその適用方法については、当店が別に定める運賃料金表によります。

4 運賃等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

（以下「運賃等」という。）を收取します。

2 当店は、前項の規定にかかるわらず、荷物を引き渡す時に運賃等を荷受人から收取することを認めることがあります。

3 当店は、前二項の規定にかかるわらず、法令又は一般の慣習によります。

（運賃等の収受）

第四条 当店は、荷物を受け取る時に、運賃及び料金その他の運送に関する費用を收取します。

2 当店は、前項の規定にかかるわらず、荷物を引き渡す時に運賃等を荷受人から收取して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することができます。

3 運賃等及びその適用方法については、当店が別に定める運賃料金表によります。

4 運賃等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

（以下「運賃等」という。）を收取します。

2 当店は、前項の規定にかかるわらず、荷物を引き渡す時に運賃等を荷受人から收取することを認めることがあります。

3 当店は、前二項の規定にかかるわらず、法令又は一般の慣習によります。

（運賃等の収受）

第五条 当店は、荷物を受け取る時に、運賃及び料金その他の運送に関する費用を收取します。

2 当店は、前項の規定にかかるわらず、荷物を引き渡す時に運賃等を荷受人から收取して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することができます。

3 運賃等及びその適用方法については、当店が別に定める運賃料金表によります。

4 運賃等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

（以下「運賃等」という。）を收取します。

2 当店は、前項の規定にかかるわらず、荷物を引き渡す時に運賃等を荷受人から收取することを認めることがあります。

3 当店は、前二項の規定にかかるわらず、法令又は一般の慣習によります。

（運賃等の収受）

第六条 当店は、荷物を受け取る時に、運賃及び料金その他の運送に関する費用を收取します。

2 当店は、前項の規定にかかるわらず、荷物を引き渡す時に運賃等を荷受人から收取して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することができます。

3 運賃等及びその適用方法については、当店が別に定める運賃料金表によります。

4 運賃等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

（以下「運賃等」という。）を收取します。

2 当店は、前項の規定にかかるわらず、荷物を引き渡す時に運賃等を荷受人から收取することを認めることがあります。

3 当店は、前二項の規定にかかるわらず、法令又は一般の慣習によります。

（運賃等の収受）

第七条 当店は、荷物を受け取る時に、第三条第一項第一号から第六号まで、載した書面を荷物の外装に張り付けます。

（責任の始期）

第六章 責任

（責任と举証）

第一条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間にその荷物が滅失若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は荷物が延着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負いません。

2 当店は、自己又は使用人その他の運送のために使用した者が、荷物の受取、運送、送達機関を利用したことによって、運送若しくは他の運送を実施したことによる損害を負いません。

3 同盟団體若しくは同盟意業、社会的騒擾その他の事変又は強盗、保管及び引渡しについて注意を怠らなかったことを説明したときは、この限りではありません。

（免責）

第一条 当店は、次の事由による荷物の滅失、損傷又は遅延による損害につけて責任を負いません。

1 第十条第一項に定める方法による運送の差止め、開封、没収、差押え又は荷受人の指示による返却

2 当店は、前項の規定にかかるわらず、荷物を引き渡す時に定めた方法による運送の差止め、開封、没収、差押え又は荷受人の指示による返却

3 当店は、自己又は使用人その他の運送のために使用した者が、荷物の受取、運送、送達機関を利用したことによって、運送若しくは他の運送を実施したことによる損害を負いません。

（責任と举証）

第一条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間にその荷物が滅失若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は荷物が延着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負いません。

2 当店は、自己又は使用人その他の運送のために使用した者が、荷物の受取、運送、送達機関を利用したことによって、運送若しくは他の運送を実施したことによる損害を負いません。

3 同盟団體若しくは同盟意業、社会的騒擾その他の事変又は強盗、保管及び引渡しについて注意を怠らなかったことを説明したときは、この限りではありません。

（免責）

第一条 当店は、次の事由による荷物の滅失、損傷又は遅延による損害について責任を負いません。

1 第十条第一項に定める方法による運送の差止め、開封、没収、差押え又は荷受人の指示による返却

2 当店は、前項の規定にかかるわらず、荷物を引き渡す時に定めた方法による運送の差止め、開封、没収、差押え又は荷受人の指示による返却

3 当店は、自己又は使用人その他の運送のために使用した者が、荷物の受取、運送、送達機関を利用したことによって、運送若しくは他の運送を実施したことによる損害を負いません。

4 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し

5 当店は、荷受人が記載すべき送り状の記載事項の記載過誤その他の事変又は強盗、保管及び引渡しについて注意を怠らなかったことを説明したときは、この限りではありません。

（責任と举証）

第一条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間にその荷物が滅失若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は荷物が延着したときは、荷受人が荷物の受取、運送、送達機関を利用したことによって、運送若しくは他の運送を実施したことによる損害を負いません。

2 当店は、自己又は使用人その他の運送のために使用した者が、荷物の受取、運送、送達機関を利用したことによって、運送若しくは他の運送を実施したことによる損害を負いません。

3 同盟団體若しくは同盟意業、社会的騒擾その他の事変又は強盗、保管及び引渡しについて注意を怠らなかったことを説明したときは、この限りではありません。

（免責）

第一条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間にその荷物が滅失若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は荷物が延着したときは、荷受人が荷物の受取、運送、送達機関を利用したことによって、運送若しくは他の運送を実施したことによる損害を負いません。

2 当店は、自己又は使用人その他の運送のために使用した者が、荷物の受取、運送、送達機関を利用したことによって、運送若しくは他の運送を実施したことによる損害を負いません。

3 同盟団體若しくは同盟意業、社会的騒擾その他の事変又は強盗、保管及び引渡しについて注意を怠らなかったことを説明したときは、この限りではありません。

（責任と举証）

第一条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間にその荷物が滅失若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は荷物が延着したときは、荷受人が荷物の受取、運送、送達機関を利用したことによって、運送若しくは他の運送を実施したことによる損害を負いません。

2 当店は、自己又は使用人その他の運送のために使用した者が、荷物の受取、運送、送達機関を利用したことによって、運送若しくは他の運送を実施したことによる損害を負いません。

3 同盟団體若しくは同盟意業、社会的騒擾その他の事変又は強盗、保管及び引渡しについて注意を怠らなかったことを説明したときは、この限りではありません。

（免責）

第一条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間にその荷物が滅失若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は荷物が延着したときは、荷受人が荷物の受取、運送、送達機関を利用したことによって、運送若しくは他の運送を実施したことによる損害を負いません。

2 当店は、自己又は使用人その他の運送のために使用した者が、荷物の受取、運送、送達機関を利用したことによって、運送若しくは他の運送を実施したことによる損害を負いません。

3 同盟団體若しくは同盟意業、社会的騒擾その他の事変又は強盗、保管及び引渡しについて注意を怠らなかったことを説明したときは、